

ベトナム：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

外資がベトナム国内で事業活動を行うことは「一律禁止・部分解除」という制度設計になっており、投資法に基づく投資プロジェクトの登録を受けた範囲でのみ、事業活動が許可されます。

法人の設立の前に、具体的な事業計画書・出資者の財務諸表などを提出して、具体的な投資プロジェクトを記載した投資登録証明書の発行を受けなければなりません。いったん法人が設立された後も、新規事業を行うには、その事業についての投資登録申請を行います。

持株会社は認められておらず、必ず何かの実業を行うことが必要です。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

会社の解散・清算にあたっては、清算期間中にほぼ全件で税務調査が行われるため、その期間を見込んでおく必要がありますが、それ以外の行政手続きは特に問題なく進むケースが多いようです。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

労働法に基づく外国人労働許可（WP）を申請し、これを取得した後に労働ビザを取得します。

滞在期間が1回30日未満・年間90日未満であれば、WPは不要となり、商用ビザで滞在できます。

原則としてベトナム上陸前に日本でWP発行を受け、労働ビザで入国しなければなりません。入管の暫定的な運用として、出向先企業を招聘者とする商用ビザで入国し、WPを取得したあと、労働ビザへの変更も可能な場合があります。

企業内異動の専門家・技術者の資格でWP申請する場合、原則として、①出向元企業での勤続1年以上、②大学卒業

(専門家)または1年以上の訓練(技術者)修了、③専攻分野での3年以上の実務経験、が要求されます。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

Answer:

雇用：有期雇用契約は1年以上3年以下、最初の期間満了時には雇い止め・更新のいずれも可能ですが、更新後の期間が満了したときは、雇い止めまたは無期限雇用への切り替えのいずれかに限定されます。

雇用契約書に記載された賃金額・職務内容・勤務地などの雇用条件は、原則として従業員本人の同意がなければ変更できませんので、慎重に検討する必要があります。

解雇：通常解雇・整理解雇・懲戒解雇の3種の解雇があり、そのほかに雇用契約の当然終了事由があります。

いずれも法令の明文規定によって厳格に規制されているため、実務上はあまり利用されておらず、ほとんどが本人都合の退職の方法によっています。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

ベトナム裁判所の管轄合意・ベトナム国内仲裁がある場合には、ベトナムの国際私法規定が適用され、契約準拠法を選択できる場合、たとえば：

- 当事者の少なくとも一方が外国企業であるとき
 - 契約の目的物（売買する商品など）や履行地が海外にあるとき
- と、

選択できない場合、たとえば：

- ベトナム企業（外資企業を含む）相互間の契約に関する紛争
- に分かれます。

外国裁判所の管轄合意・外国仲裁合意がある場合、各裁判地・仲裁地の国際私法規定によって異なります。

契約書をベトナム語で作成することを義務付けられる場合（建設法上の請負契約書）、現在は明文規定がないものの慣行上ベトナム語で作成されている場合(雇用契約書)などを除き、一般には契約書の言語についての規制はありません。

ただし、国家機関に契約書を提出する場合には、原則として署名のあるベトナム語版契約書正本の提出を求められるため、国家機関への提出の可能性がある場合には、ベトナム語版を作成・署名しておく必要があります。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

紛争解決方法が法律で指定されており、外国裁判所の管轄や国内・国外の仲裁を選択できない場合（労働紛争、土地紛争、など）があります。

外国仲裁判断をベトナムで執行するためには、裁判所の承認・執行決定を得なければなりません。この決定手続きに長期間を要したり、「ベトナム法の基本原則に違反する」という理由で外国仲裁判断の無効が宣言されることがあります。

外国裁判所の判決のうち、ベトナムと相互承認に関する条約を締結していない国（日本を含む）の判決は、原則としてベトナム国内では効力がありません。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

ベトナムから国外への外貨送金は、外為管理法令に規定された送金目的に限り、認められます。

以下の条件を満たす場合には、ある事業年度の利益配当金を日本の親会社の銀行口座へ送金できます。

- 事業年度が終了し、監査済み財務報告書および法人所得税確定申告に基づいて、全ての公租公課を完納したこと
- 繰越損失がないこと
- 送金の7日前までに、所轄の税務当局に対し、海外への利益配当金の送金の通知を行うこと

送金に際しては、法令で認められた送金目的であることを証明する必要があり、一般的には、当初の出資から配当に至るまでの全ての取引過程について、法的根拠となる文書（投資登録証明書など）および公租公課（法人所得税など）を完済したことの証明文書が要求されるケースが多いようです。

どういう書類が必要かをケースごとに取扱銀行支店が判断しますので、ご質問のケースについても、取扱銀行支店に事前に確認する必要があります。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点がありますか。

Answer:

2018年1月から施行された改正刑法により、いわゆる「商業賄賂」罪が導入され、公務員・民間企業役員とも、職務執行に関して金銭・利益を受け取る等の行為は収賄罪として処罰されます。

刑法上、2万ベトナムドン（約1万円）以上の金銭・利益の供与は、原則として賄賂に該当するとされますので、日常的な贈答品・会食・便宜供与などの場面でも、報告・決済などによる管理が必要です。

会社の取引に関連して、従業員によるリベート・キックバック・トンネル会社などの背任的な行為が広く行われており、コンプライアンスポリシーの制定と厳格な運用が求められます。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

株式会社・有限会社とも、法定代表者はベトナム常駐義務があり、30日以上国外に滞在する場合には、代理人を選任して職務権限の委任状を発行する必要があります。

株式会社の監査役（3名以上）の過半数はベトナム常駐義務があります。

Question:

外国法人・個人、ベトナム現法・合併企業は、不動産を取得できますか。

Answer:

ベトナム国内の土地はすべて全人民所有・国家管理となっており、国家が土地を交付（行政処分による使用許可）または賃貸（国家と使用者との契約）することにより、土地使用权が設定されます。

外国法人は、土地使用权の設定を受けることができません。

外国籍の個人は、一定の条件のもとで、開発プロジェクト内の共同住宅・戸建て住宅を所有することができ、自己使用または第三者へ賃貸できますが、土地使用权の設定を受けることができないため、現時点では、外国人に対しては、土地使用权建物所有権証明書がほとんど発行されていません。

ベトナム現法・合併企業は、

- 投資プロジェクトに使用する土地を国家または工業団地から賃借することができ、その土地の上に、投資プロジェクトに使用する建物を建築・所有することができます。
- そのほか、外資企業がローカル法人・個人から土地所有権の現物出資を受けること、土地所有権を保有するローカル企業に出資することも認められています。
- 自己使用目的の住宅（役員員の社宅）を所有することができますが、住居以外(オフィス・店舗など)には使用できません。

Question:

ベトナムの残業規制はどのようなものですか

Answer:

労働法により、原則として、1日の通常労働時間の50%、1か月30時間、1年200時間が上限とされています。

例外として、法令が定める条件（季節的変動や緊急事態への対応など）を満たす場合には、労働当局に事前に通知することにより、1年300時間までの残業が認められます。

日本の三六協定のように労使間の合意によって残業時間の上限を定める制度はありません。
